

1977 (毎月1回) (発行)

8月号

(村の面積)  
33,260km<sup>2</sup>

発行所 福井県大野郡和泉村



(昭和52年7月1日現在)

|      |        |
|------|--------|
| 村の人口 |        |
| 総人口  | 1,897人 |
| 男    | 971人   |
| 女    | 926人   |
| 出生   | 3人     |
| 死亡   | 1人     |
| 転入   | 8人     |
| 転出   | 23人    |
| 世帯数  | 554世帯  |

## 連日キャンプファイアでにぎわう 前坂キャンプ場



「たすけあい銀行」

ご協力を

お願いします

日ごろより高志たすけあい銀行  
および和泉村たすけあい銀行に深  
いご理解とおしみなないご協力を賜  
わり、厚く感謝いたしております  
当銀行は発足よりすでに十四年  
の歴史をもち、住民のみなさん方  
のまごころを財源として、社会福  
祉施設入所者、ねたきりの人、心  
身障害(児)者、災害にあわれた  
方、母子家庭、交通遺児等多くの  
人々に激励の金品をさし上げ、有  
意義に活用しております。袋募金  
で集まったお金は、高志たすけあ  
い銀行と町村たすけあい銀行に折  
半して収納し、一〇〇%高志地区  
の住民に配分されています。  
今後とも住民の手による住民の  
ためのユニークな事業として育て  
ていただきたいと思います。  
近くみなさん方のお手元へ善意  
の袋を配りますので、この趣旨を  
ご理解いただき、できるだけの  
まごころを入れて下さるようお  
願いたします。  
なお、実施期間以外でも寄贈し  
たいお気持があれば、住民課内に  
ある「たすけあい銀行」へお申し  
出てください。

# 出産祝金、結婚祝金、住宅資金融資 産業振興研修奨励金制度創設

村では、この度過疎対策として人口の定着化及び増加を図るために、みだしの諸制度を創設する条例を制定した。

本条例では、まず第一に、住民が出産した場合には、誕生証書、記念樹(男子には白梅、女子には赤梅)それに祝金として出産手当三万円を贈ることとした。

第二には、現在も行なっているものであるが妊産婦及び乳幼児に對して妊婦八ヶ月目から一年間継続して牛乳若しくはミルクを支給することとした。

第三には、本村に永住する意志のあるものが結婚した場合に、結婚成立一組に對して祝金三万円を贈るとともに、記念として桜の植樹をすることとした。

第四には、住民が住宅を建設若しくは購入する場合(雇用主が従業員に譲渡を目的として住宅を建設する場合を含む)その資金として二百万円を年五%の利率で貸付けすることとした。

第五には、黄れん、しいたけ、なめこなどの特産物や土産品の生産、加工の技術取得及び研究をしようとするものに対して、そのために先進地や会社等に研修する場

合、その経費として目的地までの旅費と研修一日につき二千元を補助することとした。

以上の五項目のうち、出産手当結婚祝金、母子栄養食品、住宅資金、産業振興研修奨励金についてはそれぞれ村長に申請しなければならぬこととなっている。誕生証書は出生したらずきに贈呈し、記念樹の贈呈及び記念植樹は春秋の二回に分けて行うこととなっている。

この条例は、昭和五十二年四月一月(出産手当及び結婚祝金については、昭和五十二年一月一日)に遡及して適用されるので、一月一日以後に出生、結婚された方、その他四月一日以降に住宅建設等をなされた方で資金の必要な方は役場へお問い合わせ下さい。

## 和泉村条例第九号

### 和泉村過疎対策条例

(目的)

第一条 この条例は、和泉村の人口減少を防止して増加と定着化をはかり、もって村勢の発展と住民福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第二条 前条の目的達成のため、次に掲げる事業を行なう。

一、本村に住所を有する者(以下「住民」という。)が出産した場合、誕生証書及び記念樹を贈呈し、出産手当を支給する。

二、本村に居住する妊産婦及び乳幼児に對して、母子栄養食品を支給する。

三、住民で、かつ永住の意志ある者が婚姻した場合、祝金を支給し、記念樹を贈り記念植樹を行なう。

四、住民が、本村内において自ら居住するために必要とする住宅又は和泉村内で事業を営む法人等(常時従業員を使用する者を含む)が、当該法人等の使用する従業員で和泉村に自ら居住するための住宅を必要とする者に対し、分譲することを目的とした住宅の建設若しくは購入する場合、その資金として、住宅資金を貸付ける。

五、住民で、農林漁業若しくは特産物の生産、加工等の技術の研究取得のために先進地等に研修する者に対して産業振興研修奨励金を支給する。

(出産手当)  
第三条 前条第一号に定める出産手当は、一人について三万円を支給する。

(母子栄養食品)  
第四条 第二条第二号に定める母子栄養食品(以下「栄養食品」という。)は牛乳又は乳製品として次の各号に定める期間、継続して栄養食品を支給する。

一、妊婦については、妊婦八ヶ月目より出産した日の属する月の末日まで。

二、産婦については、出産した日の属する月の翌月初日から三ヶ月間

三、乳幼児については、生後四ヶ月に達する月の初日から六ヶ月間

2 栄養食品の支給基準は、次の各号に定めるところによる。

一、牛乳については、支給対象者一人一日につき二百ミリリットル入一本

二、乳製品については、支給対象者一人一ヶ月につき千四百グラム以内

3 その他栄養食品の支給に關して必要な事項は、別に要綱で定める。

(結婚祝金)  
第五条 第二条第三号に定める結婚祝金は、結婚成立一組に對して三万円を支給する。

(記念樹等)  
第六条 第二条第一号に定める記念樹は梅とし、同条第三号に定める記念樹は桜とする。

七、住宅資金  
第七条 第二条第四号に定める住宅資金の貸付けの対象とする床面積の限度は百二十平方メートル以内としその融資額は、一住宅について二百万円以内とする。

2 住宅資金の貸付及び償還の業務は村の指定する金融機関が行なう。

3 住宅資金の利率、償還期限及び償還方法は次のとおりとする。

一、利率 年五パーセント  
二、償還期限 十五年以内(うち据置期間二年以内)  
三、償還の方法 元利均等月賦償還

4 その他住宅資金に關して必要な事項は、村長が定める。

(産業振興等研修奨励金)  
第八条 第二条第五号に定める産業振興研修奨励金(以下「奨励金」という。)は、黄蓮、シイタケ、ナメコその他特産物の生産、加工等の技術取得及び研究をしようとする者に対して、先進地又は会社等に研修するに必要な経費を奨励金として支給する。

2 前項の奨励金の算定は、次の基準による。

一、目的地までの往復の旅費  
二、研修必要経費として日額二千円

(申請)  
第九条 この条例に基づいて、出産手当、結婚祝金及び奨励金(以下「奨励金等」という。)又は栄養食品を受給しようとする者並びに住宅資金の融資を受けようとする者は、規則又は要綱で定めるところにより村長に申請

しなければならぬ。

(決定) 第十条 村長は前条の申請があつた場合、その内容を審査し、当該申請に係る支給及び融資を決定し、当該申請者に通知するものとする。

(支給の時期等)

第十一条 村長は第九条に基づき申請のあつた日から二ヶ月以内に前条の規定により決定した奨励金等を申請者に支給する。

ただし、栄養食品の支給については、第四条に定めるところにより、住宅資金の融資については村長の定めるところによる

2、第六条に規定する記念樹の贈呈及び記念植樹は、春秋の二回に分けて行なう。

(譲渡又は担保の禁止)

第十二条 奨励金等を受ける権利及び住宅資金融資を受ける権利は、他に譲渡し又は担保に供してはならない。

(奨励金等の返還)

第十三条 村長は偽りその他の不正行為により、この条例による奨励金を受けた者又は住宅資金の融資を受けた者がある時は、その者からすでに支給又は融資した金額の全額又は一部の返還を命じることがある。

(委任)

第十四条 この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。

附 則

(施行期日等) 1、この条例は、公布の日から施行し、昭和五十二年四月一日か

ら適用する。ただし、第三条及び第五条の規定は同年一月一日から適用する。

(この条例の失効)

2、この条例は、昭和六十二年三月三十一日限り、その効力を失う。

### 夏の交通安全 県民運動の実施

当管内の交通事故の発生は極めて厳しい情勢下にあり警察としては「死亡重大事故、とくに子供と老人の死亡事故の絶対抑止」を目標として、この運動を進めていき事故の発生を未然防止を図るため取り締りを強化している現状です。

◎ 期間 七月二十一日、八月二十日

◎ スローガン

(一) ルールを守ってゆつくり走ろう

(二) 暑さに負けず正しい交通

◎ 実施重点

- (一) 歩行者、自転車利用者、とくに子供と老人の事故防止
  - (二) 過労、暴走運転の防止
  - (三) 夜間の交通事故防止
  - (四) シートベルト着用推進
  - (五) 転落事故防止
- 当村としての活動状況  
防犯隊、交通指導員、交通安全



### 優勝!! 他を圧倒する 第二十六回福井県操法大会

県下消防団員の消防操法技能の向上と、志気の高揚を図り、もって消防活動の発展充実に寄与することを目的とした第二十六回福井県消防操法大会が去る七月十九日福井県消防学校グラウンドにおいて行なわれました。

協会、婦人会等の協力を得て、交通安全パレード、交通安全茶屋並びに交通混雑が予想される。土、日曜日、田舎には上半原交通検問所において街頭交通指導を実施しておりますので、みなさんも事故には、会わない、起さないを motto に安全運転を励行して下さい

練とチームワークと消防精神を十分に発揮して優秀な成績をおさめられました。

- また、七月二十八日富山県で行なわれた、第十三回北陸三県消防操法大会にも出場し敢闘賞を受賞されました。
- なお、消防操法要員は、次のとおりです。
- 指揮者 宮腰輝男 (部長)
  - 一番員 佐々木徳一 (団員)
  - 二番員 池田義則 ( )
  - 三番員 坂下裕助 ( )
  - 補欠員 西野善孝 (班長)

### お年寄りや障害者と税金

九月十五日は敬老の日です。長年にわたり社会に貢献されたお年寄りを敬い、長寿を祝う行事が各地で催されます。

国の重要な仕事の一つに社会福祉があり、お年寄りや心身障害者など社会的、経済的に弱い立場にある人に対して、老齢福祉年金の給付や老人ホーム、心身障害者の

保護施設の拡充など、いろいろな施策を行っています。

### 人のうごき



三池和道ちゃん

- ★赤ちゃん誕生
- 上大納 三池 和道 宗道・長男
  - 後野 長嶋美千代 邦治・長女
  - 朝日 中村 貴則 仙吉・三男

- ★死亡
- 上大納 三坂 常三郎 七五才



### 村のできごと

交通安全

### 交通安全

### パレード実施

夏期にはいり、子供や老人の事故が増えるほか、海、山のレジャー客等、行楽運転者の過労と若者の暴走運転などが大きな事故につながっております。

この種の事故を防止するため、和泉村と和泉村交通安全協会との共催により交通安全パレード（カーパレード）が去る七月三十日実施されました。



### 交通安全茶屋

### 実施される

夏の交通安全県民運動が行なわれている中で、和泉村と和泉村交通安全協会との共催で交通安全茶屋が七月三十一日、総合グラウンドにて実施されました。

観光客や所用で和泉村を通行する車に「ちよつと一ぶく」してもらい、冷いお茶をサーブし、風船、パンフレットなど配布して、旅の疲れを少しでも休めて載きました。



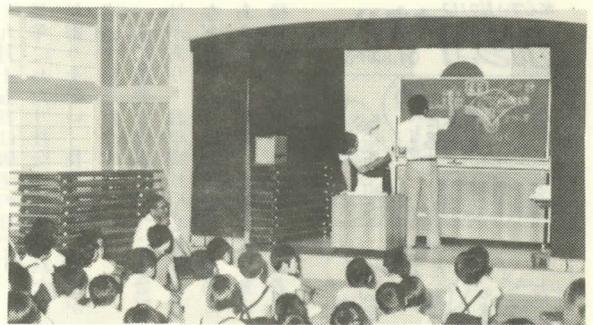
第21回 高志社会福祉大会

### 第二十一回

### 高志社会福祉大会

### 開催される!

去る八月三日和泉村社会教育福祉センターにおいて第二十一回高志社会福祉大会が行われました。大会には民生児童委員をはじめ各種福祉関係者ら二百数十名の方々の参加があり、高志社会福祉協議会長のあいさつがあったあと、永年社会福祉事業の発展に功績のあった人々に表彰状が贈られました。また、午後は生きるよろこびと題して泉法光先生の講演があり午後三時ごろ大会が終了しました。



### 虫歯予防についての勉強会開かれる

正しい歯のみがき方と、歯に対する知識を深めてもらおうと、去る七月一六日午前九時半から、社会福祉会館和室に於て、朝日小中学校児童生徒を対象にして勉強会が開かれました。

当日は、中竜医局の前田 徹、高橋建作画先生から模型を使って具体的な指導をしていただき、子どもたちは熱心にきき聞いていました。

### くらしの健康

### 脳出血 血管が破れる

本態性高血圧または動脈硬化によって、もろくなっている脳の毛細血管が、急激に破裂をおこし、脳のなかで出血をおこします。その血管が分布している脳の部分に支配されている神経がおかされて意識障害や運動障害をおこします。脳の内包という部分に分布している血管が破裂しやすいのです。内包には手足の運動を支配する神経が通っているため、脳出血がおこると手足の運動麻痺がおこるのです。

ふつうは片方しか破裂しませんが、かた麻痺がおこります。一回目では普通はよく回復しますが二回目以後は回復しにくく、死亡率も高くなります。



片方が破れて！ 半身のマヒが